

妊娠中に多度津町へ転入・町外への転出・町内転居など

多度津町へ転入 された方	転入前の自治体で交付された受診票は使用できません。 次回の受診までに、交付されているガイドブックを健康福祉課に持ってきてください。残りの枚数の受診票を、多度津町の受診票と交換します。
町外へ転出される方	多度津町の受診票は使用できません。 転出先の市区町村へお問い合わせください。
町内で転居される方	受診票に新しい住所を記入してご使用ください。

県外で里帰り出産される方

里帰りする前に、健康福祉課で手続きが必要です。

ガイドブックの妊婦一般健康診査受診票、産婦健康診査受診票、新生児聴覚スクリーニング検査受診票を県外用の受診券と交換しますので、母子健康手帳と母子保健ガイドブックを健康福祉課へお持ちください。

※乳児一般健康診査受診票の県外用はありません。里帰りから戻られて1歳のお誕生日の前日までに2枚ご使用ください。

